

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年1月9日（令和7年（行情）諮問第33号ないし同第35号）

答申日：令和8年4月24日（令和8年度（行情）答申第66号ないし同第68号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧のうち特定の開示決定等で特定された文書以外の文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる3文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、第4及び第5において、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年12月27日付け防官文第20117号、同第20118号及び同第20122号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 諮問第33号（原処分1関係）

不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 諮問第34号（原処分2関係）

上記（1）と同じ。

(3) 諮問第35号（原処分3関係）

上記（1）と同じ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第33号（原処分1関係）

（1）経緯

原処分1に係る開示請求（以下「本件開示請求1」という。）は、別紙の1（1）に掲げる文書（以下「本件請求文書1」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる21文書を特定し、平成23年9月22日付け防官文第11456号により、法5条3号に該当する部分、アフリカに関する情報資料及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（以下「先行処分1」という。）を行った。

先行処分1を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分1において開示した文書に加え本件対象文書1を特定し、本件対象文書1は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20117号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分1）を行った。

諮問第33号の前提となる審査請求は、原処分1に対して提起されたものである。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）法5条該当性について

本件対象文書1の全てについては、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

審査請求人は、「不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1においては、法5条該当性を十分に検討した結果、上記（2）のとおり、その全てが同条3号に該当するため不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

2 諮問第34号（原処分2関係）

（1）経緯

原処分2に係る開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、別紙の1（2）に掲げる文書（以下「本件請求文書2」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げ

る15文書を特定し、平成23年10月27日付け防官文第12974号により、法5条3号に該当する部分、ロシア及びアフリカに関する情報資料並びに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部不開示決定処分（以下「先行処分2」という。）を行った。

先行処分2を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分2において開示した文書に加え本件対象文書2を特定し、本件対象文書2は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20118号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分2）を行った。

諮問第34号の前提となる審査請求は、原処分2に対して提起されたものである。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

上記1(2)と同じ（ただし、「本件対象文書1」を「本件対象文書2」に改める。）。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(3)と同じ（ただし、「原処分1」を「原処分2」に改める。）。

3 諮問第35号（原処分3関係）

(1) 経緯

原処分3に係る開示請求（以下「本件開示請求3」という。）は、別紙の1(3)に掲げる文書（以下「本件請求文書3」といい、本件請求文書1及び本件請求文書2と併せて「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙（略）に掲げる13文書を特定し、平成24年2月23日付け防官文第2024号により、法5条3号に該当する部分、アフリカ及び「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部不開示決定処分（以下「先行処分3」という。）を行った。

先行処分3を行った後、新たに開示対象文書の保有が確認されたことから、先行処分3において開示した文書に加え本件対象文書3を特定し、本件対象文書3は法5条3号に該当するため、平成30年12月27日付け防官文第20122号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分3）を行った。

諮問第35号の前提となる審査請求は、原処分3に対して提起された

ものである。

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

上記1(2)と同じ(ただし、「本件対象文書1」を「本件対象文書3」に改める。)

(3) 審査請求人の主張について

上記1(3)と同じ(ただし、「原処分1」を「原処分3」に改める。)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年1月9日 諮問の受理(令和7年(行情)諮問第33号ないし同第35号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ③ 同月24日 審議(同上)
- ④ 令和8年4月17日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、併合、本件対象文書の見分及び審議(同上)

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

本件対象文書の全部を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の1(2)、同2(2)及び同3(2)のとおり説明する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、本件対象文書については、その名称及び数量を含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手

方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、その全部を不開示としたことは妥当である。

3 付言

本件は、各審査請求から諮問までにいずれも約5年11か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (諮問第33号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2011年7月分)及び当該記事一覧。

(2) 本件請求文書2 (諮問第34号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2011年8月分)及び当該記事一覧。

(3) 本件請求文書3 (諮問第35号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2011年9月分)及び当該記事一覧。

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書1 (諮問第33号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2011年7月分)に係る行政文書のうち、先行処分1により開示決定した以外の文書

(2) 本件対象文書2 (諮問第34号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2011年8月分)に係る行政文書のうち、先行処分2により開示決定した以外の文書

(3) 本件対象文書3 (諮問第35号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2011年9月分)に係る行政文書のうち、先行処分3により開示決定した以外の文書